

○西九州させば広域都市圏ビジョン懇談会条例

平成30年 3 月 27 日 条例第 44 号

改正

平成30年 9 月 25 日 条例第 84 号

平成31年 3 月 20 日 条例第 3 号

令和元年12月20日 条例第127号

令和 2 年 3 月 19 日 条例第 7 号

西九州させば広域都市圏ビジョン懇談会条例

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、佐世保市附属機関設置条例（平成30年条例第40号）第 2 条第 1 項の規定により設置される西九州させば広域都市圏ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 都市圏 佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、伊万里市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、新上五島町、有田町及び佐々町が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の 2 第 1 項に規定する連携協約を締結することにより形成しようとする西九州させば広域都市圏をいう。

(2) 都市圏ビジョン 都市圏形成に際し必要となる、次に掲げる事項について記載したものをいう。

イ 都市圏及び都市圏構成市町の名称

ロ 都市圏の中長期的な将来像

ハ 連携協約等に基づき推進する具体的取組

ニ 具体的取組の期間

ホ 成果指標

(所掌事務)

**第 3 条** 懇談会は、次に掲げる事項について検討し、及び協議する。

(1) 都市圏ビジョンの策定及び変更に関すること。

(2) その他都市圏ビジョンに関し、市長が必要と認める事項に関すること。

(委員)

**第4条** 懇談会は、委員23人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 産業、福祉等に係る関係団体の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 都市圏を形成するそれぞれの市町から選出された者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期等)

**第5条** 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

**第6条** 懇談会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長の指名により定める。
- 4 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第7条** 懇談会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 懇談会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

**第7条の2** 懇談会の会議は、公開とする。ただし、懇談会において必要があると認めた場合は、非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

**第8条** 懇談会は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴

き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

**第9条** 懇談会の庶務は、企画部において処理する。

(委任)

**第10条** この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

**附 則**

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則** (平成30年9月25日条例第84号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成31年3月20日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和元年12月20日条例第127号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和2年3月19日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。